

中央用対第7号  
令和4年3月11日

中央用地対策連絡協議会会員 殿

中央用地対策連絡協議会事務局長  
(国土交通省不動産・建設経済局土地政策課長)

公共用地の取得に伴う損失補償基準細則第42に定める年利率について

標記について、令和4年3月11日の理事会において、別紙のとおり決定されたので、通知する。

公共用地の取得に伴う損失補償基準細則第42に定める年利率について

令和4年3月11日  
中央用対理事会決定

公共用地の取得に伴う損失補償基準細則（昭和38年3月7日付け用地対策連絡会決定）第42に定める年利率を年0.9パーセントから年0.8パーセントに改定し、令和4年4月1日より適用する。

ただし、改定後の利率の適用日において、土地等の権利者等と損失の補償等について協議中のものについては、なお従前の例によることができるものとする。